

広島県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十六年四月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
大竹市木野二丁目三番一地先から 大竹市油見二丁目二七二番地先まで	二〇・〇〇 二二・〇〇	二二・〇〇 二二・〇〇 三三・〇〇 五・五〇	一、六〇〇 〇〇	七、一九四・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 七、〇五四・ 〇〇メートル